

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

## 神戸市条例第12号

### 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 [略] 2 この条例において「確認申請等」とは、法第6条第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は	(用語の定義) 第2条 [略] 2 この条例において「確認申請等」とは、法第6条第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は

法第18条第2項若しくは第4項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。

3～8 [略]

（指定建築物の建築の届出）

第12条 [略]

2 前項の建築主（同項ただし書の適用を受ける者を除く。）は、同項の届出を法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の通知をしようとする日の30日前までの間において規則で定める日までに行うように努めなければならない。

3 [略]

（すまい・まちなみ形成地区内の建築の制限）

第18条の7 前条第1項第1号から第4号までの建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、1メートル以上でなければならない。

(1)、(2) [略]

（建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置）

法第18条第2項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。

3～8 [略]

（指定建築物の建築の届出）

第12条 [略]

2 前項の建築主（同項ただし書の適用を受ける者を除く。）は、同項の届出を法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は法第18条第2項の通知をしようとする日の30日前までの間において規則で定める日までに行うように努めなければならない。

3 [略]

（すまい・まちなみ形成地区内の建築の制限）

第18条の7 前条第1項第1号から第4号までの建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号いずれかに該当する場合を除き、1メートル以上でなければならない。

(1)、(2) [略]

（建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置）

<p>第19条の2 [略]</p> <p>2 建築物の敷地が<u>すまい・まちなみ形成地区</u>の内外にわたり、かつ、その敷地の過半が<u>すまい・まちなみ形成地区</u>に属する場合においては、<u>第18条の6及び第18条の7に規定する制限にかかわらず</u>、次のいずれにも該当する建築物を建築することができる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(許可による特例)</p>	<p>第19条の2 [略]</p> <p>2 建築物の敷地が<u>特別用途地区</u>の内外にわたり、かつ、その敷地の過半が<u>特別用途地区</u>に属する場合においては、<u>第18条の6第1項第5号に規定する建築物に代えて</u>、次のいずれにも該当する建築物を建築することができる。</p> <p>(1) <u>第18条の6第1項第1号から第4号までに掲げる建築物以外の建築物</u></p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>3 <u>第18条の6第2項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p>(許可による特例)</p>
<p>第19条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第18条第2項の規定は、前2項の規定による許可について準用する。</u></p>	<p>第19条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）					別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）						
(1) 地区計画の区域内の制限					(1) 地区計画の区域内の制限						
	計画区域	(ア)		(イ)			計画区域	(ア)		(イ)	
		計画地区 の区分	制限					計画地区 の区分	制限		
			制限の種類	制限の内容					制限の種類	制限の内容	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
(45)	学園南地区地区整備計画区域	自然住宅	[略]	[略]	[略]	(45)	学園南地区地区整備計画区域	自然住宅	[略]	[略]	[略]
		地区A	壁面の位置の制限	(1)、(2) [略]	地区A			壁面の位置の制限	(1)、(2) [略] <u>(3) 建築物の外壁等の面から計画図表示の地区境界線（壁面の位置の制限の対象として表示されている部分に限る。）までの距離は、30メートル以上とすること。</u>		
		自然住宅地区B	[略]	[略]	自然住宅地区B			[略]	[略]		
		自然住宅地区C	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの				自然住宅地区C	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの	
			建築物の敷地面積の最低限度	300平方メートル（仮換地として指定された土地等を一の敷地として使用する建築物を除く。）					建築物の敷地面積の最低限度	300平方メートル（仮換地として指定された土地等を一の敷地として使用する建築物を除く。）	
			壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、2.5メートル以上とすること。ただし、計画図表示の道路境界線で、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離					壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、2.5メートル以上とすること。ただし、計画図表示の道路境界線で、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離	

				<p>離が1メートル以上である場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 計画図表示の地区境界線（壁面の位置の制限の対象として表示されている部分に限る。）から外壁等の面までの距離は、30メートル以上とすること。</p>
		[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

		[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項及び第12条第2項の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。